

|||||
**(通知)社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律
の施行について（喀痰吸引等関係）**
|||||

平成23年11月11日 社援発1111第1号
各都道府県知事あて 厚生労働省社会・援護局長

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号。以下「改正法」という。）」により改正された「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）」の規定に基づく「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」（平成23年厚生労働省令第126号。以下「改正省令」という。）により改正された「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。）」について、介護職員等による喀痰吸引等の実施の基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、本通知は医政局及び老健局に協議済みであることを申し添える。

本通知は、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

第1 趣旨

今般の改正法及び改正省令は、喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の喀痰吸引をいう。第1において同じ。）及び経管栄養（胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養をいう。第1において同じ。）の実施のために必要な知識、技能を修得した介護職員等（介護福祉士を含む）について、一定の要件の下に、喀痰吸引及び経管栄養を実施することができるものとしたこと。

具体的には、介護福祉士については、養成課程において喀痰吸引及び経管栄養に関する知識、技能を修得し、平成27年4月1日以降、一定の基準を満たす事業所において、喀痰吸引及び経管栄養を実施することができるものとしたこと。なお、平成24年4月1日以降においても、認定特定行為業務従事者認定証（法附則第4条第1項の認定特定行為業務従事者認定証をいう。以下同じ。）の交付を受けた場合には、喀痰吸引及び経管栄養を実施することができるものとしたこと。

また、介護福祉士を除く介護職員等については、平成24年4月1日以降、認定特定行為業務従事者（法附則第3条第1項の認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）となるのに必要な知識、技能を修得するための研修を修了し、都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受け、喀痰吸引及び経管栄養を実施することができるものとしたこと。

なお、現在、当面のやむを得ない措置として、在宅・特別養護老人ホーム・特別支援学校において、運用上一定の行為の実施が認められている介護職員等については、必要な知識、技能を修得した者である旨の証明を受け、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合に、喀痰吸引及び経管栄養を実施することができるものとしたこと。

改正省令は、喀痰吸引及び経管栄養の実施に係る事業者及び研修機関の登録基準等を定めたものであり、喀痰吸引及び経管栄養が安全かつ適切に実施されるよう遵守すべきものであること。

第2 制度概要等

1. 喀痰吸引等の範囲

省令第1条は、法第2条第2項に規定する介護福祉士が業として行いうる「日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの」に該当するものとして第一号から第五号の別に喀痰吸引等の行為を定めたものであること。

介護福祉士が喀痰吸引等を実施する場合には、喀痰吸引等の対象者の日常

生活を支える介護の一環として必要とされる医行為のみを医師の指示の下に行うものであり、安全性確保の観点から、同条第一号及び第二号に規定する喀痰吸引については、咽頭の手前までを限度とすること。

また同様の観点から、同条第四号の胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の実施の際には、胃ろう・腸ろうの状態に問題がないことの確認を、同条第五号の経鼻経管栄養の実施の際には、栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認を医師又は看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ。）が行うこと。

2. 介護福祉士の登録要件

省令第24条の2は、法第42条第1項の介護福祉士の登録事項として、省令第1条各号に掲げる喀痰吸引等の行為のうち養成課程において実地研修を修了したものを、新たに加えたものであること。

これは、平成27年度以降の国家試験合格者に係る介護福祉士の資格登録要件となる一方で、実地研修の修了状況については登録申請者により異なることとなり、省令第26条の3第2項第一号において登録喀痰吸引等事業者（法第48条の6第1項に規定する登録喀痰吸引等事業者をいう。以下同じ。）の登録基準として、省令第1条各号に掲げる行為のうち、当該介護福祉士が実地研修を修了している行為についてのみ喀痰吸引等の実施を行わせることができることとしていることから、登録事項として定めたものであること。

第3 登録喀痰吸引等事業者（法附則第20条の登録特定行為事業者を含む。）

1. 登録申請

(1) 事業所の単位

法第48条の3において、事業者はその事業所ごとにその所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないとされており、このため登録喀痰吸引等事業者としての登録は、喀痰吸引等を実施する事業所のある都道府県ごとに当該都道府県にある事業所について行うものとする。

(2) 登録申請

|||||

(通知)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）

|||||

平成23年10月28日 社援発1028第1号
各都道府県知事・指定都市の長
中核市の長・地方厚生（支）局長
関係団体の長あて 厚生労働省社会・援護局長

介護福祉士については、先の第177回国会（常会）において成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第72号。以下「介護保険法等一部改正法」という。）が平成23年6月22日に公布され、その業務内容に喀痰吸引等が追加され、平成24年4月1日に施行されます。

また、平成19年に成立した「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第125号。以下「19年改正法」という。）における介護福祉士の資格取得方法の見直しについて、施行期日が平成24年4月1日から平成27年4月1日に変更されました。

併せて、介護保険法等一部改正法のうち介護福祉士関係の内容に係る詳細については、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令」（平成23年厚生労働省令第132号。以下「改正省令」という。）により示されました。

これらの具体的内容及び留意事項については下記のとおりですので、通知します。

記

1. 介護福祉士養成施設における医療的ケアの追加

介護保険法等一部改正法により、平成27年度以降は、介護福祉士がその業

務として喀痰吸引等を行うことが可能となったため、介護福祉士養成施設の養成課程においても、医療的ケア（喀痰吸引等）に関する教育を行う必要があること。

介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育に係る要件等については、改正省令に定めるもののほか、以下のとおりとすること。

(1) 教育内容・時間

① 基本研修

講義形式で実施する基本研修の教育時間は、実時間で50時間以上とすること。

② 演習

基本研修を修了した生徒に対しては、シミュレーター等を活用した演習を行うこと。

③ 実地研修

実地研修を安全に実施するために、喀痰吸引等を必要とする者等の書面による同意、関係者による連携体制の確保等の要件を満たしている必要があり、その具体的内容については、「社会福祉士法及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」に準じて取り扱うこと。

なお、介護福祉士の資格取得後に、介護保険法等一部改正法による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「改正後の士士法」という。）第48条の6第1項に規定する登録喀痰吸引等事業者（以下「登録喀痰吸引等事業者」という。）において実地研修を実施することが認められていることから、介護福祉士養成施設においては、必ずしも生徒に対して実地研修を実施しなくても、当該介護福祉士養成施設を卒業させることは可能である。

しかしながら、介護福祉士養成課程の中で、可能な限り実地研修を実施することが望ましく、また、仮に実地研修を実施することができ

ない場合であっても、可能な限り見学の機会を設けることが望ましいことから、各介護福祉士養成施設においては、この点に留意してカリキュラムを編成すること。

(2) 教員要件

領域「医療的ケア」においては、他の三領域のように「当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者」を配置する必要はないが、当該領域における教育内容の水準を担保し、医療的ケアが安全かつ適切に実施されるよう、その教員については、医療的ケア教員講習会修了者等であって、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格取得後5年以上の実務経験を有する者を配置すること。

また、当該介護福祉士養成施設の正規の教員ではなく、外部から教員を招へいし、「医療的ケア」の教育を担当させることも可能であること。ただし、その場合には、当該教員について上記の要件を満たす必要があること。

なお、医療的ケア教員講習会の具体的内容・実施要件等については、「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」（平成23年10月28日社援発第1028第3号）を参照されたい。

(3) 評価方法

医療的ケアに関する生徒の評価方法については、別途定める通知による。

(4) 他の機関等と連携等を行うことにより教育の一部を実施させる場合

領域「医療的ケア」については、介護福祉士養成施設が自ら実施することが困難である場合には、他の介護福祉士養成施設、介護福祉士学校、福祉系高等学校等（特例高等学校等を含む。以下同じ。）、改正後の士士法附則第4条第2項に規定する登録研修機関等に実施させることも可能であること。